

栃木県条例第 号

栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例

栃木県議会委員会条例（昭和37年栃木県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p><b>第2条</b> 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県政経営委員会 9人 総合政策部、経営管理部、<u>危機管理防災局</u>、会計局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に関する事項 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 生活保健福祉委員会 9人 <u>生活文化スポーツ部</u>及び保健福祉部の所管に関する事項</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>附 則 1～3 略</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p><b>第2条</b> 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県政経営委員会 9人 総合政策部、経営管理部_____、会計局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に関する事項 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 生活保健福祉委員会 9人 <u>県民生活部</u> 及び保健福祉部の所管に関する事項</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>附 則 1～3 略</p> <p><u>4 平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1号中「経営管理部」とあるのは、「経営管理部、国体・障害者スポーツ大会局」とする。</u></p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。